

随意契約結果書

物 品 等 の 名 称 及 び 数 量	唐津港湾事務所外マイクロ回線電話設備改修
契 約 担 当 官 等 の 氏 名 並 び に そ の 所 属 す る 部 局 の 名 称 及 び 所 在 地	支出負担行為担当官 九州地方整備局副局長 杉中 洋一 福岡市博多区博多駅東2-10-7
契 約 締 結 日	令和5年12月11日
契約の相手方の氏名及び住所	富士通ネットワークソリューションズ株式会社 福岡県福岡市博多区東比恵1-5-13
契約金額（消費税及び地方 消費税含む）	2, 3 7 6, 0 0 0 円
予定価格（消費税及び地方 消費税含む）	2, 4 0 7, 2 0 4 円
随意契約によることとした 理 由	港湾空港関係事務所のマイクロ回線については、現在、最寄りの河川、道路関係事務所を経由して接続されているところである。 今般、武雄河川事務所において、マイクロ回線の電話交換設備が更新される事に伴い、上記事務所に回線を接続している唐津港湾事務所の既設アナログ回線用電話設備をIP方式に対応した設備へと改修を行う。 また、下関港湾空港技術調査事務所と回線を接続している北九州国道事務所においては今年度更新は予定していないが、下関港湾空港技術調査事務所のマイクロ回線が故障しており業務に支障が生じているため併せて改修を行う。 河川・道路関係事務所におけるマイクロ回線の電話交換設備の更新は先行して富士通株式会社が受注しており、交換設備の設置・調整作業は富士通株式会社のグループ会社である富士通ネットワークソリューションズ株式会社が行うこととなっている。 港湾空港関係事務所における電話設備の改修にあたっては、河川・道路関係事務所に設置される富士通製電話交換設備との接続調整が必要となり、電話交換設備への各種データ入力、総合試験調整等諸作業を確実に実施するためには、当該機器に対する専門的な知識が不可欠であり、設備の設置業者でなければ実施できない。 よって、会計法第29条の3第4項に基づき、富士通ネットワークソリューションズ株式会社と随意契約するものである。
備 考	